

様式第十（第二十八条関係）

権 利 変 換 計 画 書

(一) 施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物について借家権を有する者で、当該借家権に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項

権 利 者				権 利 変 換 期 日 前 の 権 利 の 状 況										権 利 変 換 期 日 後 の 権 利 の 状 況																										
施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等を与えられることとなる者		施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者		施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等（指定宅地を除く。）、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者の借家権の目的となっている施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物										宅地、借地権又は建築物の価額		宅地、借地権又は建築物についての担保権等の登記に係る権利				施設建築物の一部等						施設建築敷地又はその共有持分		与えられることとなる資産の価額の概算額		施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等に関する権利の上にあることとなる担保権等の登記に係る権利										
				宅 地		借 地 権		建 築 物												専 用 部 分			共用部分の共有持分																	
				氏	住	氏	住	所	地	地	借地権の目的となつて宅地の所在及び面積	借地権の目的となつて宅地の所在及び面積	所							家	用	構	延	宅	借									建	権	権	権利を有する者	棟	番	床
氏	住	氏	住	所	地	地	借地権の目的となつて宅地の所在及び面積	借地権の目的となつて宅地の所在及び面積	所	家	用	構	延	宅	借	建	権	権	氏	住	棟	番	床	用	明	廊	階	昇	そ	施	施	施	施	権	権	氏	住	担		
名		名		在						屋		べ		地	地	築	利	利	又											地	地	敷	敷	種	種	名	住	保		
又		又		及						番		面		の	の	の	の	の	は										の	の	の	の	計	内	又	は				
は		は		び										の	の	の	の	の	は										の	の	の	の	概	算	の	の				
名		名		地										の	の	の	の	の	は										の	の	の	の	計	内	又	は				
称	所	称	所	番	目	積	番	積	在	号	途	要	積	考	額	額	額	類	容	称	所	号	積	途	細	下	段	機	他	有	分	域	分	額	額	類	容	称	所	定

1 法第88条第1項ただし書の地代の概算額の支払い期日及び支払い方法

(二) 施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等又は借家権を与えられない者		施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等又は借家権を与えられない者が失う宅地（指定宅地を除く。）若しくは建築物又は権利														失われる宅地（指定宅地を除く。）若しくは建築物又は権利の価額								
		宅地				建築物						権利				宅地 の 価 額	建 築 物 の 価 額	権利の価額			計			
												借地権		借家権				その他の権利		借地権の価額		借家権の価額	その他の権利の価額	
		借家権の目的となっている建築物	所	家	用	構	延	権	権															
氏名 又は 名称	住所	所在地 及び 地番	地積	所在	家 屋 番 号	用途	構造 の 概 要	延べ 面 積	借地権の 目的とな っている 宅地の所 在及び地 番	借地権の 目的とな っている 宅地の面 積	所在	家 屋 番 号	用途	構造 の 概 要	延べ 面 積			権 利 の 種 類	権 利 の 内 容	額		額	額	額

1 法第91条第1項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払い方法

(三) 法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

施設建築物の一部等を与えられない者		施設建築物の一部について借家権を与えられない者		施設建築物の一部等を与えられない者の宅地(指定宅地を除く。)、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられない者の借家権の目的となつている施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物										宅地(指定宅地を除く。)、借地権、建築物又は借家権の価額					
氏名 又は 名称	住 所	氏名 又は 名称	住 所	宅地			借地権		建築物					宅地 の 価 額	借地 権 の 価 額	建 築 物 の 価 額	借 家 権 の 価 額	計	
				所 在 及 び 地 番	地 目	地 積	借地権の 目的と なつてい る宅地の 所在及び 地番	借地権の 目的と なつてい る宅地の 面積	所 在	家 屋 番 号	用 途	構 造 の 概 要	延 べ 面 積						

1 法第91条第1項の補償金(利息相当金額を含む。)の支払い期日及び支払い方法

(七) 施設建築敷地の地代の概算額及び地代以外の借地条件の概要並びに施設建築敷地の価額の概算額及び当該施設建築敷地に設定される地上権の価額の概算額

街区番号	施設建築敷地に建築される施設建築物の棟番号	施設建築敷地の区域	施設建築敷地の価額の概算額	地上権の価額の概算額	地代の概算額	地代以外の借地条件の概要

(八) 権利変換期日、土地の明渡しの予定時期、個別利用区内の宅地の整備工事の完了の予定時期及び施設建築物の建築工事の完了の予定時期

(十一) 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

(十四) 個別利用区内の宅地の価額の概算額

街区番号	個別利用区内の宅地の区域	個別利用区内の宅地の 価額の概算額

備考

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添付すること。
- 2 「明細」欄、「施設建築敷地の区域」欄及び「地上権の明細」欄並びに新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載すること。
- 3 「施設建築物の一部等」欄の「その他」欄においては、物置、湯沸室等の各共用部分ごとに、必要に応じて、欄を設けて記載すること。
- 4 「施設建築敷地の共有持分」欄は、1の施設建築敷地について所有権を与えられる者が1人であるときは、空欄とすること。
- 5 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
- 6 法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 7 法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 8 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)若しくはその建築物についての借家権について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借家権の目的となっている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となっている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となっている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記し、借家権の目的となっている建築物の「所在」欄には当該借家権の目的となっている建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該借地権の目的となっている特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存することを付記すること。